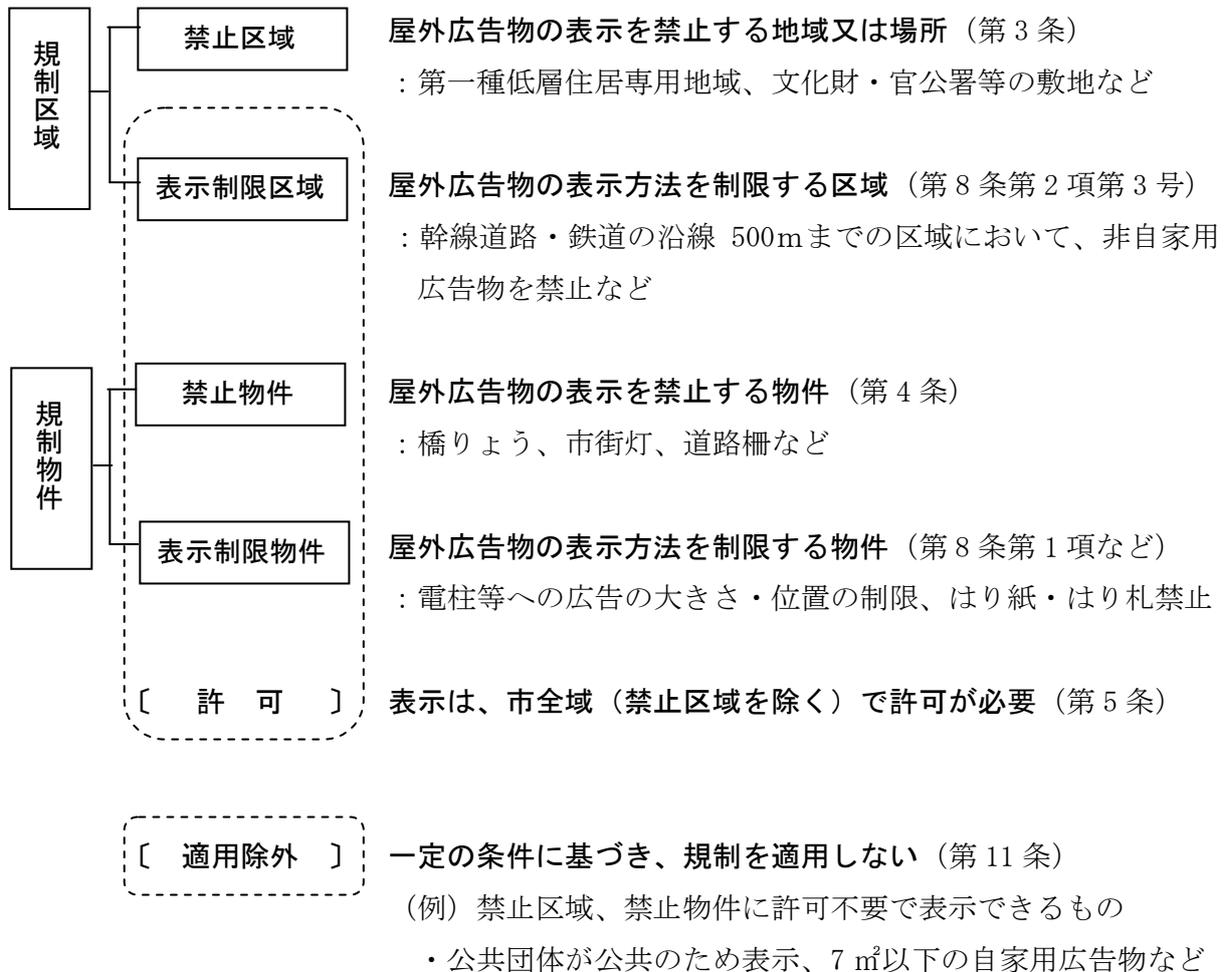


1 屋外広告物の規制について

- ・屋外広告物について、「良好な景観の形成・風致の維持」と「公衆に対する危害防止」を目的として、法令に基づき必要な規制を行っている。

根拠法令	①屋外広告物法 ②高槻市屋外広告物条例
屋外広告物とは (法第2条)	①常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの ②看板、立看板、はり紙・はり札、広告塔、広告板など

2 屋外広告物条例の規制概要



3 条例改正の背景・目的

(1) 広告事業の開始

- ①平成 24 年 4 月に「高槻市広告事業実施要綱」及び「高槻市広告掲載基準」を制定
 - ・新たな財源の確保等により、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る。
 - ・広告掲載の業種、事業者、内容等の規制基準を定める。
 - ・「美観風致を害するおそれがあるもの」は、広告掲載を行わない。
- ② J R 高槻駅南人工デッキ屋根に「情報提供施設」を設置
 - ・今後、広告事業の実施を想定



- ③屋外広告物条例の規制により、官公署やデッキ上で広告事業を行うことはできない。
 - ・官公署等の敷地内 (= 禁止区域)
 - ・橋りょう (= 禁止物件)

(2) 屋外広告物に対する道路占用許可の弾力化

- ①平成 20 年 3 月の国土交通省通知「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」
 - ・地方公共団体、商店街組織等が、地域での公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合に、広告物の道路占用を可能に（街灯へのバナー広告の掲出など）
- ②屋外広告物条例では、市街灯などを禁止物件に指定
 - ・国土交通省通知を実効性のあるものとし、より地域が主体となったまちづくりを進めるためには、条例改正が必要

※府内の条例制定自治体では、上記に対応した条例改正等を行っている。

大阪府（平成 21 年度）、豊中市（平成 23 年度）、大阪市（平成 24 年度）



以上の（1）（2）を踏まえ、

- ①本市の広告事業の対象を拡大することを主目的とし、
 - ②地域における公共的な取組の推進を図るため、
- 高槻市屋外広告物条例の一部改正を行う。

4 条例改正の考え方

改正方針	今回検討の対象としている区域（官公署等の敷地内）や物件（橋りょう等）を禁止区域や禁止物件から削除するのではなく、一定の条件に基づき禁止区域や禁止物件を適用除外とする。
適用除外の条件	実施主体が地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物とする。
実施主体	地方公共団体、自治会、商店街組織、特定非営利活動法人等とする。



- ・地方公共団体や商店街組織等が、地域における公共的な取組に要する費用に充当するため、官公署の敷地や道路上で行う広告事業が可能となるように条例改正を行う。
- ・具体には、以下の3項目の規制を適用除外とする。
 - ①禁止区域（条例第3条第9号）
官公署、学校、図書館、博物館、記念塔その他市長が指定する施設の敷地内
 - ②禁止物件（条例第4条）
橋りょう、街灯（道路管理者設置）、その他の禁止物件
 - ③表示制限区域（条例第8条第2項第3号）
幹線道路・鉄道の沿線での表示制限
- ・地域における公共的な取組は、国土交通省通知を踏まえたものとし、規則で定める。
 - ①道路その他の公共施設の清掃、美化、維持、修繕その他の管理
 - ②街灯、ベンチ、上屋、周辺案内図等の整備又は管理
 - ③地方公共団体と地域住民等が実施主体となって行う催物
 - ④防犯又は防災に関する取組
 - ⑤道路その他の公共施設利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの

5 想定される効果

- ・官公署等の公共施設を利用した広告事業による本市の歳入増
- ・市街灯を利用したバナー広告による、地域のまちづくり活動の活性化
(例) 商店街組合の広告収入が、道路清掃や違法駐輪対策などの費用に充当される。

6 今後のスケジュール

- ・平成26年3月 市議会へ改正条例案を上程
- ・平成26年4月 屋外広告物条例及び規則を改正し施行